

マイナンバーカードを作ってみませんか？

令和4年7月中旬から順次、J-LISからマイナンバーカード未取得者（すでに取得済みの方、令和3年10月31日時点で75歳以上の方、令和4年中に国外転入等により新たに住民票の記載がされた方、出生された方は対象外）にマイナンバーカード交付申請書が郵送されます。マイナンバーカードは顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。初回交付手数料は無料です。

申請に必要なもの

- 申請書（通知カードに同封された申請書、J-LISから送付された申請書がない場合は役場で発行します）
- 写真（縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）1枚

※オンラインで申請する場合は、申請書下部のQRコードを利用してください。その場合は、写真はスマートフォンで撮影したもので可です。

受け取りの際に必要なもの

- 個人番号カード交付通知書（ハガキ）※回答書の欄に記入してください。
- 通知カード（お持ちの方は**必ず**）○住基カード（お持ちの方のみ）
- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、在留カードなどのうち1点。
お持ちでない方は健康保険証、学生証、医療受給者証、母子手帳、生年月日入りの診察券などのうち2点）

※マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限は令和4年9月末です。

マイナンバーカードの見本



【問合せ先】 東通村税務住民課住民グループ
☎ 0175-27-2111(内線164)

反射材をつけよう！



歩行者から車のライトが良く見えても、車のドライバーからは歩行者がきちんと見えていたとは限りません。

反射材を身につけていると、車のライトが反射して、ドライバーに歩行者の居場所を早く知らせることができます。

夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材用品を身に付けましょう。

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

令和4年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会
令和4年5月31日現在

	5月中	年間累計	死者の状態	年齢別	高齢者の死者(65歳以上の人)	6人 (-2)
				発生	187件(+26)	901件(-44)
死者	1人(-4)	13人(+4)	状態別	歩行者の死者	6人(+1)	
傷者	226人(+33)	1,084人(-51)	シートベルト	自動車乗車中の死者	5人(+3)	
				非着用死者	2人(±0)	

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」 ※()内は対前年比です。